



議会だより

No. 90

平成4年12月

発行 当別町議会

編集 議会広報特別委員会



利用が待たれる道民の森「もりりん橋」

主な内容

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ▷ 議案審議.....2~3 | ▷ 一般質問5~10 |
| ▷ 請願・陳情3 | ▷ 議員海外行政視察報告.....11~12 |
| ▷ 第8回臨時会3 | ▷ 議会のうごき.....12 |
| ▷ 各常任委員会報告書4 | |

第 7 回定例会

一般会計

一億五千三百五十一万三千円を補正し
予算総額八十九億五千七百三十五万七千円に

第七回定例町議会は、九月二十一日に招集され、会期を四日間と決定し、議案十六件を慎重に審議しいずれも原案通り同意、可決した。なお、認定一件については、特別委員会が設置され審査付託となり、二十二日から一般質問に入り、二十四日閉会した。

するもの。

議案審議

議案第一号 教育委員会委員の任命について

(原案同意)

〈要旨〉当別町教育委員会委員大澤勉氏は、平成四年九月三十日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため議会の同意を得ようとするもの。

議案第二号 教育委員会委員の任命について

(原案同意)

〈要旨〉当別町教育委員会委員中山栄一氏は、平成四年十月十九日をもって任期満了となるので、稲村政光氏を選任するため議会の同意を得ようとするもの。

議案第三号 平成四年度当別町一般会計補正予算(第四号)

号)

(原案可決)

〈要旨〉既定の歳入歳出予算の総額に一億五千三百五十一万三千円を追加し、歳入歳出予算総額を八十九億五千七百三十五万七千円とするもの。

議案第四号 当別町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

〈要旨〉報酬の改正。

議長 二十八万円

(二十六万五千元)

副議長 二十四万円

(二十二万五千元)

議員 二十二万円

(二十万五千元)

議案第五号 当別町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

〈要旨〉給料月額額の改正。

町長 八十万円

(七十五万円)

助役 六十六万円

(六十一万五千元)

収入役 五十八万円

(五十五万円)

議案第六号 当別町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する

その他の勤務条件に関する

条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

〈要旨〉給料月額額の改正。

教育長 五十八万円

(五十五万円)

議案第七号 当別町中小屋スキー場設置及び管理に関する条例制定について

(原案可決)

〈要旨〉当別町中小屋スキー場がスキーリフト等を設置しスキー場を整備したことに伴い、条例を制定するもの。

議案第八号 当別町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

〈要旨〉当別町中小屋スキー場設置及び管理に関する条例の制定に伴う所要の改正と、字句の整備をするもの。

議案第九号 当別町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

〈要旨〉行政需要の多様化に伴

う定数内訳の変更と字句の整備をするもの。

議案第十号 当別町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

〈要旨〉ホームヘルパー派遣手数料の改正と字句の整備をするもの。

議案第十一号 当別町道営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

〈要旨〉土地改良法の一部改正に伴う所要の改正と、字句の整備をするもの。

議案第十二号 当別町道路路線認定について

(原案可決)

○太美一〇丁目線他三路線

議案第十三号 町道西裏線道路改良工事請負契約について

(原案可決)

○方法 指名競争入札
○金額 四千六百六十一万二



教育委員に 稲村 政光氏を選任 大澤 勉氏を再任

教育委員の中山栄一氏は十月十九日をもって任期満了となるので、稲村政光氏を選任したいと町長の提案があり、議会は満場一致で同意しました。同氏は東裏に在住し、四十歳。

教育委員の大澤勉氏は九月三十日をもって任期満了となるので、再任したいと町長の提案があり、議会は満場一致で同意しました。同氏は六軒町に在住し、五十五歳。

千円
○相手方 藤成工業㈱

認定第一号 平成三年度当別町水道事業会計決算認定について

要旨 川村監査委員より監査

状況及び意見が述べられ、議会はこれを受けて特別委員会(議員十名)を設置し、審査することになった。

議員提案第一号 第十一次道路整備五箇年計画の大幅な

事業費の確保に関する要望意見書について

(原案可決)

※なお、意見書については、総理大臣、大蔵大臣、建設大臣他関係大臣及び国会議員宛送付した。

請願・陳情

第七回定例会

〔審査報告〕

(総務常任委員会)

▽みどり野町内会館建設に関する陳情書

※採択

陳情者

みどり野町内会

会長 石山 誠司

(文教厚生常任委員会)

▽世紀会館建て替えに関する陳情書

陳情者

※採択

陳情者

白樺町町内会

会長 堀内 輝雄

他四団体

〔審査付託〕

(産業常任委員会)

▽勤労者福利厚生事業に関する陳情書

陳情者

当別地区労働組合協議会

議長 中村 一治

〔本会議採択〕

▽義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する請願書

請願団体

当別地区労働組合協議会

議長 中村 一治

北教組石狩支部当別支会

支会長 三上 雄一

紹介議員 宮本 勝

村上 弘志

▽農業農村整備事業の推進と予算の確保に関する請願書

請願団体

当別土地改良区

理事長 泉亭 俊彦

篠津中央土地改良区

理事長 南部 重雄

紹介議員 湯浅 俊一

川村 弘司

千葉 莊康

※本会議採択された請願二件

については、意見書を総理大臣他関係大臣、関係国会議員宛送付した。

○ゴルフ場建設に反対する陳情書

議員宛送付した。

○継続審査

○ゴルフ場建設に反対する陳情書

情書

○上当別地区丘陵地利用に関する陳情書

○高岡一号線改良舗装工事の件についての陳情書

第八回臨時会

H4・10・26

議案第一号 町道スウェーデン大通線道路改良工事(その三)請負契約について

(原案可決)

議案第二号 当別公共下水道四号幹線管渠布設工事第三工区請負契約について

(原案可決)

議員提案第一号 佐川急便事件の徹底究明と政治改革の早期実現を求める意見書について

(原案可決)

※なお、意見書については、総理大臣、法務大臣、自治大臣、衆・参両院議長及び国会議員宛送付した。



第七回定例会

各常任委員会報告書

【総務常任委員会】

本委員会に付託された陳情について、平成四年八月二十七日、九月十日、九月十六日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め聴取すると共に、現地を視察し慎重審議の結果、次の通り報告する。

記

○みどり野町内会館建設に関する陳情書

みどり野は年ごとに住宅増加が著しく、現在一一五戸、三四三名の在住する町内会となっている。

しかし、町内会館がなく町内活動に支障をきたしている。現況は十分理解でき、町内会館新築にあたっては、管理駐車場用地も含め、町有地の有効活用を十分配慮しながら理事者は願意に添うよう努力されたい。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。
平成四年九月十六日

議長 宮本源之丞殿
委員 長 柏樹 正

【文教厚生常任委員会】

本委員会に審査付託された陳情について、平成四年五月十四日、六月十九日、九月十四日委員会を開催し、町長、助役、教育長、次長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次の通り報告する。

記

○世紀会館建て替えに関する陳情書

世紀会館は、昭和四十五年に公民館の分館として建設され、長い間、各種サークル活動等幅広く利用されているが、建物の利便性又、駐車場の関係で活動に支障を来している現状は理解できるので、十分検討しながら公民館及び地域自治会活動に支障なきよう理事者は願意に添うよう努力されたい。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。
平成四年九月十四日

議長 宮本源之丞殿
委員 長 小武 正寿



堀梅治議員

自治功労者として受賞

第七回定例町議会開会に先立ち平成四年六月十一日、北海道町村議会議長会より自治功労者として表彰を受けた堀梅治議員に、表彰状の伝達が行われました。
今回の表彰は、町議会議



ちよつと休憩

○臨時会

地方公共団体の議会において、必要がある場合にその事件に限り、臨時に招集する議会で、招集回数についての制限はない。

臨時会の招集時期の決定は長の専属的権限であるが、議員定数の四分の一以上の者から招集請求があった場合には、長はこれを招集しなければならない。

臨時会にはあらかじめ告知した事件の外は、付議できないが、臨時会の開会中に急施を要する事件があれば、日程に追加して直ちに付議することができる。

又、国会の臨時会は内閣、又は、いずれかの議員の総議員の四分一以上の要求により内閣が招集を決定するものとされている。

第7回定例会

一般質問

3 議員が登壇

今議会的一般質問には、三名の議員が登壇、総合計画、労働行政、町長の行政姿勢、教育行政等について理事者の考えをいただきました。

第三次総合計画の
確かな事業推進を!!

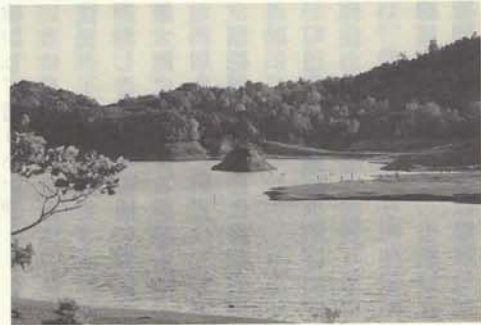
村上 弘志 議員

既に、総括質問で基本的な考え方については、質問した第三次総合計画の具体的な進め方、手法について、町民が最も知りたい事柄であろうと思ひ質問するが、基本計画の第一に「恵まれた自然と調和した美しいまちをつくるために」をうたい、その第一に「水とみどりの保全」自然保護について提起している。

本町は、当別川に育まれた雄大な自然環境を有し、本町の面積四百二十・二九平方キロの内、山林、原野、湖川

大の財産と言っても過言でないと思うところである。特に最近では、余暇を利用した生活実感が求められており、森林等が形成する、自然がかなう潤いのある空間を活用した保健休養機能として重要視されている。

そこで、自然保護の在り方について何点か伺いたい。自然環境保全地域等の検討は、自然環境保全法及び同条例に基づくものか。又、緑の創出の中の緑のマスタープランは、第三次総合計画策定に際し何故、同時に作成されなかったか。更に、第二次総合



水質の監視体制を

務と指摘しているが、その具体策をお聞きしたい。商業施設の誘導だが、道央新道沿線の商業施設の誘導と用途地域に対する基盤整備を、行政がどこまで実施し、あるいは民間の自主性に委ねるのか伺いたい。次に、工業地域の指定と企業誘致・誘導の中で述べている国道二七五号と道央新道の接点に係る、工業団地の基盤整備と企業誘致推進の具体策は何か。

住宅地について、リフレッシュとうべつの自給生産住宅団地構想を尻目に、民間主導の多くの団地開発がされた。用途地域指定の見直しは、平成七年と言われるが規模等について伺いたい。自然地について、丘陵地の活用で既にこの予定地に新規ゴルフ場建設計画もあり又、新規参入を計画しているものもある。誤解を生み、民活導入に支障をきたす恐れもある。具体的な指針を示すべしと考えるが見解をお伺いたい。「都市計画」であるが稲穂通りは、道道札幌当別線の直結道路、更に、北側では、広域農道柴田農場線までの延長を、利便性から街路事業、町道整備事業の一環として進められないか。又、当別駅南地区土地区画整理事業の進捗状況とフロチャートをお示し戴きたい。

「水の有効利用」であるが、当別川流域には、多くのゴルフ場や開発行為による土砂流出等、水質の悪化も懸念される。これらの監視体制についてお伺いたい。又、石狩川、当別川河川公園造成工事のフロチャートを提出戴きたい。以上で、第三次総合計画の質問を打ち切り、労働行政についてお伺いたい。国家公務員は、平成四年度から完全週休二日制の実施に入り、道に於ても、八月十五日から実施された。又、市町村段階でも全国平均で、本年度内にほぼ半数が実施されると言われているが、本道では更に遅れている。週休二日制を前提とした時短の見通し、並びに保育所、幼稚園、老人ホーム等の現業機関の課題に対する対応について

お伺いしたい。

地方自治体職員の賃金について、本町の特別職三役及び教育長、議会議員の報酬はトップクラスとなり、それだけに町民の付託と期待に応えるべき責務に身の引き締まる思いをしている。一方、役場職員のラスパイレスは、一九九〇年の資料では九八・四と国家公務員の基準を下回り、管内に於ても最下位である。

何故、このような差が生じ、どの時点で是正されるのか又、臨時職員にも波及すると思うが見解をお伺いしたい。

土木建設の工事発注方法について、企業の週二日制の導入に伴い、工期の延伸等が生じる。工事積算の中で、考慮がなされているかお伺いしたい。又、バブルの崩壊で、業績悪化は一段と進み建設業も影響を受けている。本町の場合、政策的前倒しの事業として全体の何%の措置を取ったかお伺いしたい。

町 長

自然環境保全地域等の指定について、町独自での地域指定が、可能か検討して参りたい。

緑の創出について、緑のマスタープランは平成十二年までの長期的展望に立った計画である。第三次総合計画に於てもそのマスタープランに基づく保全整備に努めたい。又、マスタープランによる、都市計画区域人口一人当り、平成十二年目標三十三㎡に対し、現在、八・五㎡であり約二十

五%の達成率である。次に、農用地の他用途への推進について、各種土地利用に関連する計画を尊重、優先して総合的な土地利用を推進して参りたい。

農村環境の整備について、食糧基地づくりから土地基盤整備と合せ、管理道路を利用した散策路、ポケット公園等を取り入れた環境を整備したい。

商工振興の施策として、駐車場の確保、経営の近代化、共同化等を促進し、後継者の育成を推進すると共に各種融資制度の有効活用が図られる施策を進めて参りたい。

商業施設誘導の責務について、道央新道の整備進捗状況に基づき、民間の自主性を尊重した、適切な誘導に努めて

参りたい。

次に、工業団地基盤整備と企業誘致について、整備は町又は、土地開発公社を想定し、平成五年度以降に整備計画を樹立する。整備手法等を検討し、更に企業誘致についても検討して参りたい。

用途地域について、本年都市計画法の改正があり、見直しが義務付けられ又、太美地区を含む用途地域を設定するに当り、建物動態調査等も義務付けられた。この成果を基に規模等を検討し策定したい。更に太美地区の用途指定は、道農務部局と協議調整し、検討して参りたい。

次に丘陵地の活用について住民ニーズをとらえ、自然と調和した、自然の持つ価値を最大限に活用する、多角的土地利用を考えたい。

稲穂通りの南北に接続する道路について

町道柴田農場線への接続は今後の道路計画で検討したい。又、中学校より南側の路線については札幌、当別線と接続する事から道と協議しながら進めて参りたい。

駅南土地区画整理事業につ

いてはA調査を平成二年に実施した結果、面整備が適当と道より指導を受け、地元期成会に理解と協力をお願いしているところである。又、今年度予備調査実施中であり十月末に成果が出来、今後の計画が明確になる事から、現時点ではフロチャートを提出出来ないのご理解願いたい。

水質保全の監視体制について、国、道、町とそれぞれの立場で監視、規制しており、今後も水質保全に努めて参りたい。

週休二日制と現業機関の対応について、今後、検討委員会を設け早期実現に向け努力したい。

町職員の給与水準の低下と正については、毎年、人勧の完全実施もしており、早急な是正は難しいが、重要課題として認識しており、更に検討して参りたい。又、臨時職員の賃金についても、毎年、職員に適用される改定率及び近隣町村の賃金を参考に対応しているのご理解願いたい。次に、公共事業の発注方法

については、国、道の指導もあり、一ヶ月を二十三日とした工期を基本として、四週六休に対応する工期を設定している。

公共事業の前倒し策として、当初予算に対し、六月末で七十%、現時点では八十五%の発注率になっており、本年度から前払金の支払いをして景気浮揚に努めているのご理解願いたい。

企画部長

リバーサイドパーク整備事業について、平成二年度に基本計画が策定され、河川敷にゴルフ場を主体としたスポーツ・レクリエーション地域としての利活用を図る計画だが、ゴルフ場規制に関する要綱が施行された事に伴い、現時点でフローを示せない事をご理解願いたい。

再質問

自然環境保全については、市町村段階で貴重な財産を守る為、早急に検討して戴きたい。緑のマスタープランは、前計画の成果と反省を精査し、第三次総合計画と同時に、お示し戴きたかった。

企業誘致については、方針として計画した以上、これに沿った対応をして戴きたい。又、宅地開発については、理想と現実がかけ離れている部分が見受けられる。適切な指導を進めて欲しい。

職員の給与水準についてはラスパイレスを一〇〇にする努力をして戴きたい。

景気浮揚策について、臨時議会も適宜開催しながら、工事発注を適切に出して戴きたい。

町 長

自然保護のあり方については、答弁申し上げた事を主体に、やって参りたい。

緑のマスタープランについて、今後とも第三次総合計画の施行に際し、支障のない取り進めをしたい。

議会制民主主義を尊重した まちづくりの推進を!!

堀 梅治 議員

町長の政治姿勢について、平和に対する考え方で、私達日本共産党としては、カンボジアに対する派遣は、PKO法案にも違反するとして、反

対の立場である。とりわけ、今回の自民党副総裁に関わる佐川事件の中味は、暴力団との癒着が最大の争点としてクローズアップされ又、一〇八

企業誘致について、ハマナス財団の貸与等の問題を検討しているところである。又、宅地開発については、民意を入れ、しっかりした町の指導をすべきとの事であり、今後もしやした事に向け取り進めたい。

職員のラスパイレスの問題は、法的に制約を受ける論議もあり、努力をし、早く一〇〇に近づけたい。

工事発注については、コンスタントに出しているつもりだが、更に、検討をして参りたい。

又、臨時議会を開催してまでの事については、三千万円以上のものであるのをご理解願いたい。

カ国に及ぶ非同盟諸国の多くが懸念を表明している、日本の軍事大国化について、町長は、今の政治家の一連の金権腐敗政治の関連と合せ、どの様なお考えかお聞かせ願いたい。住民自治について、私達の党は国民こそが主人公、民族は平等であり、民族の主権尊重と言うことで、参議員選挙を戦って参った。今の政治を見る時、地方が犠牲にされ、国が中央集権化を進めている事に対し、非常に懸念をしているところである。ともすれば住民の考え方に沿って、町政を執行することなく国、道の意向を同って、町政を取り仕切ろうとする姿勢が、保守的な自民党公認の首長には強いと思われる。幸いにして本町は、近藤、上口、配野この三町長が庶民的な立場を貫かれ各政党、国会議員に対して、平等に陳情等をされている姿には敬意を表している。今後もその様な姿勢で臨まれ、貫いていかれるかお聞かせ願いたい。

次に、議会制民主主義に関する考え方についてお伺いし

たい。議会の審議を通じてチェック機能を果して、議決権を持つ。その仕組みが日本の資本主義経済機構の中で、今の経済大国に発展させた。このことが基本であると考えている。議会制民主主義は、町長の権能を侵してはならないし、町長は議会の権限を侵してもならない。町長が議会の立場を十分尊重して、これから町政執行したいと言うお考えかどうかお聞かせ願いたい。

農業対策について、既に農水省が新政策を発表し、道の一定の考え方も発表され、改良区、農協、農業委員会等にアンケート方式で、道の方針



もみのトラック積込作業

でいかかと取運びがなされている。個人的に、この新政策は、国際価格を目指す市場開放を前提とした考え方と言う立場で、出来れば、撤回をして欲しいと思っているが、農業者の中には規模拡大に対する期待感もある。新政策は、自給率をこれ以上上げないで、もし不均衡が自給と供給のバランスが崩れた時には、輸入の食糧でそれを賄うと言うのが骨子である。町長は基幹産業を農業としており、これをどう掌握して、当別町が管内的、全道的、全国的にどのような立場で臨み、いかなる意見を持って、進もうとしているかお伺いしたい。

次に、農業後継者に対する町独自の援助をする必要があると考えるが、既にEC等で実施され又、私達の党でも十五万円ずつ三年間程度、新規就農者に支給すべきと言っている。必ずしも金を支給するだけで良いかと言う問題もあるが、何らかの処置を検討する必要がある、若い人達に、町が援助する考えをお持ちかどうか、誠意ある答弁をお願

いしたい。

農振の見直しについて、用途地域の見直しと同時に、農振の見直しを太美地区だけでなく、本町についても行う時期と考えている。この二、三年の当別町の変化は、驚異的で農民の意識の変化も生じて来ており、同時に見直しを行い、計画的なまちづくりをしてはどうかと思われるので見解をお尋ねしたい。

まちづくり対策について、今年は当別町に二回の台風崩れの大雨が降った。五十五・六年の水害の中で水害対策特別委員会が設置され、各地区の排水対策を排特事業、災害事業で実施し水害のないまちづくりを目指して来た。今回の大雨は町の様々な配慮により被害を受けずに済んだが、全町的な状況と、今後の対策についてお伺いしたい。

次に、国道二七五号の南三号から七号まで又、札幌大橋関連で完成した道路にしても、当初に出来た道路は歩道がない。これは国道、道道を要請する際に、歩道の問題あるいは、町村道との整合性を、

十分要望していなかったと思われる。現在国道三三七号、二七五号は四車線拡巾の話が進行中であり、国道と、町道の接点を、町の立場からどの様な位置付をして行くか、道道についても、同じ事が言えるし当別バイパスの問題もある。誠意ある答弁を求めたい。

町 長

平和に対する考え方について、国連平和活動が国連の枠の中で行われると思うが、事故のない、平和な行動である事を祈念している。

住民自治については、一派に偏する事なく、清潔、公正、町民の声を反映した、福祉最優先であると考え、今後住民の立場に立つて進めたい。

議会制民主主義について、町民との対話の中で、議会と理事者が、その役割と責任を認識し、一体となって英知を出し合い努力することが、町民生活の向上につながると考えている。

農業の新政策については、本町の基幹産業である農業を

守るため、自給率の低下から米の市場開放に反対し、食糧制度を守ることを基本に、関係農業団体と協議をして、町としての考え方を示して参りたい。

新規就農者に対する支援について、農業後継者不足、高齢化等から深く憂慮している。調査をしその手法について検討して参りたい。

農業振興地域の見直しについては、第三次総合計画を基調とし、用途地域の見直しに連動して、平成七年を目途に見直しを考えている。

水害のない町にする対策について、議会の特別委員会と共に国、道に強く要請し、一定の整備もしているところである。今後、排水対策事業の推進を図り農用施設である河川についても、関係団体と協議し、維持管理の充足に努め水害の未然防止に努めたい。国道、道道で歩道のない区間は交通安全上、歩道造成の要望を行っており、歩道のある道づくりが必要と考えている。今後は、当別町の土地利用計画に合せ国道、道道が一

体となった道路網の形成を図り、まちづくりの展開を進めたいと考えているのでご理解願いたい。

再質問

平和に対する考え方で、PKO派遣問題として、既に紛争が終り、そこに監視に行くのだと自民党、公明党、民社党が言っていたが、今回、カンボジアのポル・ポト派は武装解除を拒否し、まだ紛争が起きている状況が生々しく報道されていた。国連の調査と日本の調査団の報告が、違っている状況が明確になっている事は、重大な事であり、民主主義の原点は暴力の否定から始まっている。しかし今、世界ではアメリカの覇権主義が、ソ連の崩壊後経済面、軍事面でも世界を思いのままにしようという動きになりつつあると、非同盟百八カ国が警告を発している。又、中国の覇権主義、北朝鮮の覇権主義に反省なしに国連さえが、その権威を失ないかけない重大局面を迎えている状況の中で、あらゆる暴力を否定し、そして又、暴力団の力を借り

て、政治を行なおうとする事実に対し、町長の考え方をお聞かせ願いたい。

水害のない町にする対策については、当別町に普通河川が一二本あり、改良区が管理している河川もあると聞いている。この河川の責任を負うか負わないか、大きくその正否が問われている。これは当然交付税参入等により、町に一定の責任と義務が付加されていると思われるので、このことについての説明と、これらの川が今回の、大雨でどのような状況であったか、再質問させて戴きたい。

町 長

平和に対する考え方について、暴力を否定している。暴力が介在した町政は、今まで行っていないし、今後もそうした町政を行わないと言う強い決意を持っている。

河川管理責任について、交付税の問題は初めてであり、これらを含めてその管理体制の明確化に期して参りたいのでご理解願いたい。

的確な町政執行と 機会均等の教育行政を!!

千葉 莊康 議員

教育行政について、教育は機会均等でなければならぬし格差があつてはならないと考えている。そうゆう中で、

の手立てをすることも均衡の取れる状態ではなからうか、見解をお伺いしたい。

九月十二日からの週休二日制に関わる試みとして、道民の森で音楽会等が行われたが、バスの対応がなされていなかった。これはどうゆう理由からなのかお伺いしたい。

又、当別町が一番誇れるのは幼児教育と思つていますが、今、大きく様変わりしようとして

東日本学園大学に対する五億円の寄付について、五年間

通園している幼稚園児もいると聞いている。これは遠距離通園に入るのではなからうか、小中学校には遠距離通学として、車賃を出しているにもかかわらず幼稚園児には何故出せないのか。そうゆう不均衡はあるべきでなく、何らかの方向を見出して行かなければならない。園舎を太美地区に建設することが不可能とするならば、マイクロバス等

の債務負担行為を議決している。私達も責任ある行動を取らなければならないと考え、三番川の町有牧野の売り払いの見込みはあるのだろうか。その目途があるのなら理解をするが、財源組み替えを早期にすべきでないか。

更には配野町政十二年間に道民の森、太美駅舎等の事業推進に際し、議員として、ある一面では全面的に協力をしていと思うが、配野町政十二年間の中で、自分で計画を完成させたものは何か、胸を張つてこの議会を通じ、町民に知らせ理解を示してもらつたらどうだろうか。町長の誠意ある姿勢をお聞かせ願いたい。

い。

町長

PKO 法案に関連し、特に自衛隊基地のある首長として事故のない、平和的な行動で貢献出来る様、祈念しているところである。

東日本学園大学への補助金支出について、町有牧野の売払いによる財源確保の計画を立てているが、現在まで売払いによる手続きに至っていない事から、一日も早い実現に努力すると共に、任期中に補助金支出に係る補助金支出の延期による、債務負担行為の変更の補正を提案したいと考

森の音楽会



えるのでご理解願いたい。

当別ダム建設事業の進捗状況について、平成四年度建設着手となったことから家屋、土地等の調査を実施することになっており、水没住民が平等な補償を受けられる様、全員による組織の一体化について、一定の理解を得たところである。十月末日まで仮称「当別ダム補償交渉協議会」を設け、損失補償基準の妥結に向け努力していると共に、生活再建対策の一環である、代替宅地開発について、当別町土地開発公社に要請したところである。又、再建に係る意向調査についても、実施出来る様要請しており、更に、ダム背後地住民の少数残存補償について、五月二十九日北海道へ要望書を提出し現在、道土木部に於て検討されている事を報告する。又、町有財産が水没する事から、公共補償基準要綱に基づく補償を受けるが、この使途については、水没住民及びダム上、下流住民の生活不安解消の為に、講ずる諸対策を、議員各位と十分協議し方針を定めたい。

当別駅舎新築に伴う駅周辺

整備の進捗状況について、基本計画を平成三年度に策定し、JR北海道開発本部と協議を進め、平成四年九月八日付を以って、理解と協力する旨の回答を得ている。今後は

JR北海道と実施設計協議に入る一方、地方財政再建促進特別措置法に基づく、自治省承認を得る為、道市町村課と事前協議をしているところである。当別駅舎並びに、自由通路の建設については、平成五年度着手、平成六年度竣工を予定している。

又、駅周辺整備事業についても、駅舎完成後継続して事業実施をして参りたい。

官公庁の統廃合について、札幌法務局当別出張所、当別林務署等が統廃合となり、残念でないが、国、道の適正配置基準の見直しに基づくものであり、議会や関係団体の協力を得ながら、強力な運動を進めて参ったが、結果として認められなかった。今後は早期に情報収集に取り組み、町民サービスの低下にならない様、最大の努力を重ね

て参りたい。

三期中に自分で計画し完成したものは何か、町民に胸を張れるものは何かと言う質問に対しては、残念ながら胸を張って答えるものを持つていないのでご理解賜りたい。

教育長

道民の森で開催された、森の音楽会のバス対応については、演奏に出演した当別中学校ブラスバンドの送迎のみ配慮をした。今後は教育的事業については課題とし積極的に進めて参りたい。

西当別地区の人口増加に伴う幼稚園バスの運行について現在、西当別地区から、鉄北幼稚園に通園している園児がおり、今後、増加される事も予想されるので、重要な課題としてとらえ、町部局と連携を取りながら取り組む所存であるのでご理解願いたい。

再質問

三期中に町長は多くの大事業をし、私達議員も議決させて戴いた。先輩理事者の方々の積み残した事を、財政的に大変難しい現況下で実施をし、今年四月の公債比率を見

ても十四・五であり又、下水

道事業を特別会計に移行したことなど、財政通でなければ出来ない事である。又、財政措置法の中で、自治省の通達があり、精算事業団等の土地に対する、優遇措置があると思われる。公社等が先行取得をし、それを生かすことも当別駅周辺整備計画に関わってくる訳で、こう言った特例法

があるとするなら、何年で終了し、何年以内に実施しなければならぬか。そしてどの程度の優遇措置があるのか。

更に、駅周辺の道路用地取得については一定の基準又は、評価委員等に評価をさせ、取得しなければ将来に禍根を残すことになるのでないか。

財産の問題で当別町は、積雪寒冷地であり行政的に十分配慮しなければならぬ。かつて、廃止になった当別中学校の体育館が雪の為、つぶれた経緯もあり、廃校になった後の利用、そしてその地域の活性化につながる様な提起をし、町長部局と連携を取りながら、教育委員会でも十分論議をし、教育財産から普通財

産に組み込む方法等を取りながら、最後の責任まで持たなければならぬ。誠意ある答弁を求めたい。

町長

町政執行について、いろいろな面から処方戴いたが、これはとりもなおさず、議会議員各位のご理解と、ご協力によるものと考えている。

総務部長

自治体、土地開発公社が事業団用地を取得する場合、地方債、借入金、利子負担の軽減の為に、交付税措置がされる方向づけの通知が来ている。その期間は、平成四年から平成六年までが認められるのではないかと、利子補給率についても、約二%の方向で調整中であることも事実である。

建設部長

先の日程で議決戴いた補正予算の道路用地購入の件について、この路線については田園通りのアクセスとして、今後整備する路線として、六月議会にて認定を受けた。購入価格については田園通りと同様な事業として価格を提案し議

決を戴いたものである。

助役

道路用地取得について、土地鑑定士の評価に基づいて近傍の価格等を考慮に入れ公正な執行をして参りたい。又、町有財産の管理についても、十分な維持管理に努めて参りたいのでご理解願いたい。

議会を傍聴しませんか
次の定例会は12月です。

議員海外行政視察報告

八月二十六日から九月七日まで十三日間、青山議員が、イギリス他四カ国を行政視察し、九月定例会で視察報告されました。

去る、八月二十六日、千歳空港午後二時、全道町村議会議長会主催の調査団百四十名が集合し、夕方、成田にて結団式を行い、翌二十七日午前ヨーロッパに向けて出発致しました。

イギリス・ロンドンを振り出しにスイスのジュネーブ、オランダのアムステルダム、ベルギーのブリュッセル、フランス・パリと合計五カ国を十三日間に渡り九月七日、パリよりコペンハーゲン経由で無事に帰町させて頂きました。

この五カ国を通じて感じた事は、長い歴史の中で建築物を初め、文化財を、また、街並みを、そして、都市づくりそれぞれが真剣に取り組む、莫大な費用をかけていることです。

二カ国の公式訪問をさせて戴いて八月三十一日、スイス

のグランサコネ市では、テーマとして議会制度、社会福祉、環境問題についてであり、あの小さなスイスの国で『地球を大事に』というテーマを持って、さすがヨーロッパ、アルプスの中でもモンブランのような山々があるだけに景観を損なわないように、又、汚染されないように大変な努力をしている話し合いをさせて頂きました。

又、もう一つは、ベルギーのブリュッセルでヨーロッパ十二カ国加盟のEC本部を公式訪問しテーマとして、農業政策、農産物自給率、農産物振興政策について勉強させて頂きました。

農業政策については、十二カ国が国境をなくそうと、又、農産物自給については、国境は不要だというような話しをしておりました。

又、これからは先進途上国に対しての助成金、補助金について、更に、本部には十二カ国からの職員が五、六千人集まっており、その負担金について、いろいろな検討をしている最中で、多岐に渡りじっくりと時間をかけ、検討を重ねている事を聞かせて戴きました。又、一週間ぐらい前から、通貨・為替の問題についてEC十二カ国が揺れているようですが、不肖私の感

じでは、果してEC共同体全部がまとまり得るのかなという、一つの疑問を持って帰った次第です。

今回、ヨーロッパ研修の行き先々で私も含め、全道の各議員がこれからの北海道をどう見て行かなければならないのか、又、この先進国日本を二十一世紀に向けて、若い世代にしっかりと譲り渡して行かなければならない責任がある

九月二十八日から十月五日まで宮本議長が管内議長会主催による、議長海外行政視察として、中国他二ヶ国を視察し、報告をされました。

中国―広州は、人口が六百八十七万人で、どこに行っても人であふれており、街は車優先、市民の交通手段は、自転車又は、乗合バスが主で、自転車は、人口二人に一台あるとの事です。

農業は、日本の二十年から三十年遅れている様で、畑作物に給水するのはジョーロでありました。

中国の人口政策は、子供一

るのでなからうかと話し合いをし、気持を新たにしたいところでございます。

本日に雑駁でございますが、これから少し日数を戴き、議長並びに町長に対し、文章で細かく報告をさせて頂いたと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます、報告にかえさせて頂きます。

当別町議会議員 青山 義虎

人で、子供一人の場合はほとんど国費で大学まで終らせる事が出来るが、二人になると経費は親が負担、その他に罰金が取られるそうです。

―香港―島の視察であり、貧富の激しい町である。貧しい住宅街が目につき、所得によって納める税は、平均約十五%、最高で二十%だそうで大半の人は納めていないとの事です。又、保険制度はあま



スイスのグランサコネ市長と会見

り普及しておらず、健康保険、失業保険もない様です。

香港は、五年後の七月一日から中国に返還され、現在、公共設備が進められておりますが、現状では返還後の体制を考え、不安を持っている人が多い様です。

—韓国—文化は、中国で生まれ、中国から韓国へ、そして日本に伝えられた訳です。

景福宮博物館を見学し今、私達がそのルーツをたどっている事で、思い知らされるものがありました。

セマウル運動の講演があり、セマウル運動とは新農村運動と言ひ、農村を暮らし易くする運動であり、農村の部落を中心とした運動から始まり、後には都市も含めた運動に変わり、一九八〇年になって精神的な運動に変わって来たとの事です。日本で言うなら農村集落再編事業と新生活運動を組み合せた様な事業であると思います。

国策により、工業政策を進めるに従って、農業収入より、その他の収入が多くなる為、農村部と都市部の所得格差が

生じ又、米の生産に対する外国の輸入問題もあり、日本の減反政策の初期の頃と同じ様な印象を覚えました。

以上、概要であります。海外行政視察に際し、ご協力下さった方々に感謝申し上げます、報告と致します。

当別町議会
議長 宮本源之丞

議長 宮本源之丞



広州市人民政府表敬訪問



議会のうごき

8・26～9・7 議員海外行政視察(青山議員)

9・2 夕張市厚生文教常任委員会来町

9・4 建設常任委員会

9・8～10 管内監査委員協議会調査(阿寒町)

9・10 総務常任委員会

9・11 建設常任委員会

9・14 文教厚生常任委員会

9・16 産業常任委員会

9・18 総務常任委員会

9・21 議会運営委員会

9・28 第七回定例町議会

10・1 議長海外行政視察

10・1 和歌山県上富田町総務・産業建設常任委員会来町

10・8 宮城県本吉町総務常任委員会来町

10・9 芽室町厚生常任委員会来町

10・9 建設常任委員会

10・26 例月出納検査

10・26 議会運営委員会

10・27～30 議員会道外研修

10・29 町村監査委員全国研修会(東京都)

10・30 第一次道路整備計画全道総決起東京大会

11・2 産業常任委員会

11・5 文教厚生常任委員会

11・6 建設常任委員会

11・7 総務常任委員会

11・9 議会運営委員会

11・10 例月出納検査

11・12 議会運営委員会

11・13 所管事務調査

11・18 議会広報特別委員会

11・18 第十七回豪雪地帯町村議長全国大会

11・20 第三十六回町村議会議長全国大会

11・21 産業常任委員会

11・24 第九回臨時会

11・30 平成三年度各会計決算審査

あとがき、

今年も残すところ一か月となりました。十一月一日に、昨年より四日遅れの雪の到来がありましたが、寒さも一段と厳しくなっており、皆様におかれは、いかがお過ごしでしょうか。

今回の議会だよりは、主として、九月定例会を中心に編集しております。

心のゆとりと潤いを求める時代に移行する中で学校五日制が九月十二日からスタートしました。

当日、道民の森では「森の音楽会等」が開かれ、たくさんの方の親子連れが訪れており、この様な機会を通じて、様々な形で親と子の触れ合いの場が多く持たれればと思います。

尚、後段に議員海外行政視察報告を掲載しておりますので御一読下さい。

尚、後段に議員海外行政視察報告を掲載しておりますので御一読下さい。